

第42回（令和5年度第2回）米子市子ども・子育て会議

1 開会

2 会議の成立宣言

委員の過半数の出席により成立（米子市子ども・子育て会議条例第4条第3項）

委員9名中8名出席により、会議成立。

3 議事

(1) 会議の公開及び議事録の作成について

一同承認

(2) 議題

○（齊木会長）議題1の「地域型保育事業の認可及び確認について」、事務局からの説明をお願いします。

○（足立主任）それでは、横向きの資料で右上に議題1と記載されているものをご準備ください。まず、議題1の概要について説明させていただきます。地域型保育事業というのは、0歳から2歳児までの保育が必要なお子さんをお預かりする事業です。米子市には、現在、小規模保育事業12か所、事業所内保育事業2か所でお子さんをお預かりされています。このうち、小規模保育事業というのは、定員6名から19名までの少人数を対象とする事業で、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施しております。地域型保育事業については、市町村が認可を行うこととなっており、児童福祉法に基づき認可を行う際は、あらかじめ、児童の保護者や児童福祉に係る当事者の意見を聴くこととなっております。米子市では、子ども・子育て会議に諮り、ご意見を伺うこととしております。あわせて、利用定員を定めることとなりますが、これについても、子ども・子育て会議にて審議する事項となっております。今回、議題に出させていただきます。今回は、既に運営されている小規模保育事業2園について、運営する法人が変更になることに伴う認可及び確認です。このような場合は、これまでの法人から認可廃止に係る申請が提出され、新しい法人から認可の申請を受けるという流れとなります。

現在、運営しているくれよん保育園及び目久美くれよん保育園ですが、現在の運営法人である株式会社NLN福祉サービスより、令和5年9月30日をもって事業廃止する旨の申請がありました。そして、新しい運営法人のアートチャイルドケア株式会社から、令和5年10月1日より認可を求める旨の申請がありました。職員や保育施設設備等は変わらず、新しい法人に引き継がれまして、在園児は引き続きそれぞれの園で保育を受けることとなります。法人以外は、2園とも園名が変更となります。

まず、アートチャイルドケア皆生くれよん保育園です。こちらは、現在のくれよん保育園です。所在地は米子市新開でして、認可定員及び利用定員は18名です。内訳は、0歳児が6名、1・2歳児が12名です。次に、アートチャイルドケア目久美くれよん保育園です。こちらは、現在の目久美くれよん

保育園です。所在地は米子市目久美町でして、認可定員及び利用定員は18名です。内訳は、0歳児が6名、1・2歳児が12名です。2園いずれも定員設定については、現行と変更ありません。2園いずれも認可及び確認の申請内容に問題はございませんでしたので、新法人での認可及び確認を行う予定としております。委員の皆様、ご審議の程、お願いいたします。

あわせて、報告が1件ございます。裏面をご覧ください。特定子ども・子育て支援施設関係で、無償化の確認について申請がありました一時預かり専門託児所まぼろですが、事業区分は認可外保育施設、具体的には居宅訪問型保育事業といいまして、保育施設を持たず、利用者の自宅等に訪問し、保育を行う事業を運営されています。令和5年8月17日付けで確認を行いました。説明は以上です。

○（齊木会長）今の説明を踏まえて、質問や意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議題1については以上としたいと思います。

○（齊木会長）では、議題2に移らせていただきます。「第3期米子市子ども・子育て支援事業計画について」、事務局からの説明をお願いします。

○（足立主任）それでは、右上に議題2と記載されているものをご準備ください。第3期米子市子ども・子育て支援事業計画について、まず、「1 これまでの経過について」ですが、記載のとおりでして、計画期間の前2か年に掛けて策定作業を行っております。現在の第2期計画について、昨年度に中間年ということで見直しを行ったばかりではございますが、令和6年度末をもって、計画期間が満了します。そのため、令和5年度より第3期計画の策定に向けて準備を進めていきたいと考えております。

「2 第3期計画期間について」ですが、これについては、子ども・子育て支援法にて、本計画は5年を1期とした計画と定められておりますので、令和7年度から令和11年度の5か年計画とします。

次に、「3 こども大綱及び市町村こども計画との関連について」でございます。「(1) こども大綱について」ですが、令和5年4月1日にこども基本法が施行され、国は、こども施策に関する大綱である「こども大綱」を定めることとなりました。別紙の「こども基本法の概要」、こちらは国が作った資料でして、1ページ目の左側真ん中少し下辺りの「白書・大綱」の項目部分も併せてご覧いただけたらと思いますが、こども大綱には、「少子化対策」、「子ども若者施策」、「子どもの貧困対策」に関する事項を包含して作成することとなっております。「(2) 市町村こども計画の策定」についてです。こども基本法では、都道府県はこのこども大綱を勘案し都道府県こども計画を、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を策定するよう努めることとされました。また、市町村こども計画は、既存の各法令に基づくこども施策に関する市町村計画と一体的に作成することができるとされていますことから、第3期米子市子ども・子育て支援事業計画については、市町村こども計画と一体的なものとして策定する方向で考えております。こども大綱及び自治体のこども計画については、別紙の「こども基本法の概要」の2ページ目「こども大綱（第9条）」、3ページ目「都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条）」に記載されておりますので、また、ご覧いただけたらと思います。先ほどの資料に戻りまして、「(3) 国及び鳥取県の動向」ですが、国の動向としては、年内にこども大綱を策定するというところで、現在、審議会にて内容の議論が行われているところです。また、

鳥取県については、令和5年度末までに「シン・子育て王国とっとり計画」の策定に向け準備を進めていると伺っています。市町村のこども計画は、これらの内容を勘案して策定する必要があり、現在は、国や県の動向を注視しているところであります。「(4) こどもの意見聴取について」ですが、こども基本法ではこどもの意見を聴いて、施策に反映させる必要があるとなっております。具体的な意見の聴取方法は、国からの情報を受け、検討していくこととしております。

裏面をご覧ください。「4 策定スケジュールについて(予定)」です。国からの通知等の内容によって変更の可能性はございますが、記載のとおりで予定しております。

「5 第3期米子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について」ですが、子ども・子育て支援事業計画は、毎年度の第1回目の子ども・子育て会議で報告させていただいています、幼稚園・保育所等の教育・保育の量や、放課後児童健全育成事業や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業について、これまでの利用状況に加え、ニーズ状況を適切に把握した上で量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこととなります。

今後、第3期計画のニーズ調査に関する手引き等が、国から示される見込みでして、それまでは、第1期計画及び第2期計画の手引きを参考に、調査の準備を進めていくこととします。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○(齊木会長) 説明をしていただいたことについて、意見はございませんか。

米子市が、第3期計画を考えていくのは、国からの策定の手引きが出るのを待ってから、ということですか。

○(足立主任) 毎回、計画の「量の見込みに関する手引き」というものが示されています。令和5年度中には出るということは伺っているんですが、それを待たずに基本的には進めていきたいと考えています。調査や分析に要する時間とかも踏まえて、できるところから準備を進めていきたいと思っています。

○(齊木会長) ということは、事務局が作られたものが、次回、その次回に、この会議で出てきて、それを私たちが検討していく、という流れになるということですか。

○(足立主任) おっしゃるとおりです。

○(安田委員) 米子市の方針が、私はよろしいかと思えます。国の方針というの、案の内容が審議会にかけられるという形で、随時、情報も出るかと思えますし、やはり、市の方針というのが一番大切だと思います。そこを踏まえて、4番にもあるとおり、国の通知等によっては一部変更していくという形で、調査期間をしっかりと取りたいというのは、まさにおっしゃるとおりだと思うので、そういう形で進めていただくのがよろしいかと思えます。

○(齊木会長) 他にご意見よろしいですか。では、先ほど安田委員からご意見が出ましたように、米子市の方で、まず、米子市としての案を検討していただいて、それを出していただくということで、よろしく願いいたします。

他に無いようですので、本議題については、以上としたいと思います。

次に、議題3の「第2期米子市子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項の改訂について」、事務局からの説明をお願いします。

○(永見主任) 議題3「第2期米子市子ども・子育て支援事業計画に係る任意記載事項の改訂について」、ご説明いたします。右上に議題3と書かれている資料をお手元にご用意ください。議題の概要ですが、米子市では、第2期米子市子ども・子育て支援事業計画に任意記載事項としまして、公立保育所の建て替えに係る個別構想というのを掲げています。この掲げている個別構想に基づいて、公立保育所の統合建て替えを進めているところです。前回の子ども・子育て会議でご報告させていただきましたが、この個別構想の中に掲げている南保育園及び崎津保育園・小鳩保育園については、今年の5月に統合建て替えの相手方である社会福祉法人米子福祉会から統合の取り止め、参加を見合わせる旨の申し出がありました。このことを受けて、公立保育所3園について、今後の方向性を検討してまいりました。今回の議題では、その方向性の案を取りまとめたので、以下のとおり報告するとともに、併せてその方向性を踏まえて、個別構想の改訂案を取りまとめましたので、皆さんの意見をお聞きしたいというところです。

次に「2 当該公立保育所3園の今後の方向性」というところですが、まず「(1) 南保育園について」、当面、現状施設のまま公立園として存続することとします。なお、保育の需給状況などを踏まえながら、適切な時期に園のあり方を検討することとします。次に、「(2) 崎津保育園及び小鳩保育園について」ですが、両園を統合し、美保中学校区に設置予定の義務教育学校の同一敷地内に、新たに幼保連携型認定こども園を設置することとします。これらが、今、検討している今後の方向性の案でございます。

この方向性に伴って個別構想の改訂がございます。それが3に記載しているところです。まず一つ目ですが、今まで建て替えに伴う統合民営化については米子福祉会と行っておりましたが、この方向性の案に基づくと、これから米子福祉会と統合を前提とする園が無くなりますので、個別構想の中に記載しておりました、「米子福祉会と統合」といった表現や、あるいは「統合民営化については、米子福祉会と協議を進めていく。」といった記載を削除することとします。

二つ目ですが、今回の個別構想の見直しに伴いまして、南保育園は、既存の園舎を活用して公立存続するということとなります。そうしますと、東保育園については、建て替えを行う形での公立存続ということで、公立存続する園の中で種類が異なる園が存在することとなります。その区別を付けるために、それぞれ南保育園、あるいはそれ以外の公立存続とする園について、「建て替えによる」、あるいは「現園舎を活用した」と記載を補うこととします。あわせて、もう既に公立保育園で統合建て替えを行い、公立存続している園がございますが、そちらについても記載を補うこととします。

次に三つ目ですけれども、従来、この公立保育所建て替えに係る個別構想については、各園で、子育て支援センター、あるいは一時預かりなどの事業をやりますよ、というふうに記載しておりましたが、統合をする時点、あるいは建て替えする時点での、ニーズや課題など、実情に合わせて柔軟に設置、あるいは事業実施できるように付帯施設の欄は削除しまして、本文中に、「子育て支援センターや一時預かり等の事業の実施が可能な子育て支援拠点として整備する。」というふうに、記載を変えさせていただきます。

四つ目ですが、今回のこの個別構想の見直しによって、民営化する園が、今のところこの構想の中では無くなっているように見えるんですけども、必ずしも民営化の可能性を排除するものではございません。そのことを明確化するために、本文中に「統廃合を含めた公立保育所の建て替え構想やその後の運営については、老朽化の状況等を考慮し、総合的に検討し、かつ、関係保護者、保育需要、民間事業者の動向、整備の緊急性等勘案した上で、民営化の可能性も含め、随時柔軟な見直しを行いながら進めていくこととする。」というふうに「その後の運営について」、「民営化の可能性も含め」、というふうに記載させていただきました。最後に、各園の建築からの経過年数について、令和5年4月現在に更新し、個別構想を改訂したいと考えております。

最後に、今後の流れについてですが、本日の会議で、委員の皆さんから意見をいただいた上で、この改訂案について、パブリックコメントを実施することとします。また、そのパブリックコメントでいただいた意見を反映し、最終案を作成して、次回の米子市子ども・子育て会議でご審議いただきたいと考えております。説明は以上です。

○（齊木会長）資料として分かりやすいのは、記載事項を書かれたものと、それと併せて、改訂前及び改訂後の内容が並んで書かれていた方が、すごく見やすいかなと思えました。2枚目にある別紙資料の個別構想に方向性ということで記載はあるんですが、これを削除するとか、これを追加するというように言われるよりは、その前後の文章もあって、それが見比べられるような資料になっていると分かりやすく、ご意見が出やすいのではないかなと思えました。

○（長谷川次長）資料作成につきまして、当日配布、かつ、分かりづらくて大変申し訳ございません。分かりやすい資料作成に努めてまいりたいと思います。大変失礼いたしました。

○（草分委員）別紙資料に、実施の予定が入っているとさらに分かりやすいと思います。統合Gは、これからだと思いますけど、それ以外の園とか建て替えの予定を書いていただくと分かりやすいです。

○（永榮課長補佐）統合の実施予定時期が、計画の中にもあると分かりやすいというお話だと思います。別紙資料の下の「建て替え後の公立園」のところで、開所時期として、令和4年度から毎年1園という計画を立てておりますが、こちらは、米子市全体の保育の状況などを踏まえて適切な時期に実施することを考えております。

○（上村委員）私は、最初、見ただけでは分からなかったんですけども、説明はすごくよく分かって、なるほどと思いながら聞いていました。ただ、この資料には、建て替え後の公立園（認定こども園）120から150名と書いてあるんですが、西保育園とねむの木保育園の統合は、120名の予定なんですよね。南保育園が単独でされるということで、120から150名というのは、建て替え後と書いてあるので、南保育園はこれには当てはまらないと考えて良いでしょうか。

○（永榮課長補佐）こちらは、建て替え後の定員設定ですので、南保育園については現状の園舎を活用してということで、この定員とは別に今の定員ということになります。

○（上村委員）続けてすみません。統合園Gのところで、崎津保育園や小鳩保育園は、現在、それぞれ90名ずつの定員で、建て替えによるというふうになると思うんですけど、今のところ、市は、やはり、ここも120から150名定員で考えているということですか。

○（永榮課長補佐）120から150名規模というところで、どこに設定するかはまだこれからなんですけど、崎津保育園と小鳩保育園が、それぞれ定員が90名ずつということですが、実際の利用としては、両園ともそれぞれ50名程度です。こういった利用状況を踏まえて、検討したいと思っております。

○（上村委員）もう少し、少なめの設定でもいいのかなと思ったものですから。120はハードルが高いなと思って見ていました。

○（森田委員）南保育園は、現在の園舎をそのままということですが、経年が45年で、建て替えをしないということで、メンテナンスはどれくらい行う予定ですか。

○（永見主任）現在の南保育園の園舎については、耐震の工事が入っております、市の技術者の方で確認したところ、少なくとも10年間は既存の園舎を利活用できるということです。今後、必要に応じた修繕等も併せて行っていきたいというふうに考えています。

○（齊木会長）他に特にご意見がなければ、この議題は以上としたいと思います。

（3）報告

○（齊木会長）報告の「西保育園・ねむの木保育園の統合建て替えの状況について」、説明をお願いいたします。

○（永榮課長補佐）報告案件といたしまして、「西保育園・ねむの木保育園の統合建て替えの状況について」、ご報告申し上げます。右上に報告と書いてある資料をご覧ください。西保育園・ねむの木保育園の統合建て替えの状況につきましては、委員の皆様には7月19日に、文書にて、既に報告をさせていただいているものですが、改めて、この会議の場で報告させていただくものでございます。

統合園の概要についてです。新園舎の建設予定地は、現西保育園の敷地を予定しております。施設類型としましては幼保連携型認定こども園、定員規模としましては120名を予定しております。受入児童としましては、0歳児から5歳児までで、現在南保育園において実施しております医療的ケア児の受入れを統合後の本園で実施します。続きまして、今年度、新園舎の設計業務を行ってまいりますので、新園舎の設計業務について説明させていただきます。発注業務としましては、基本・実施設計業務を今年度と来年度にかけて行います。発注時期ですが、現在、設計内容について内部調整中でありまして、調整でき次第、速やかに発注することを考えております。7月に文書にてご報告させていただきました際は、発注時期を令和5年7月としておりましたが、本統合園につきましては、医療的ケア児の受入れを行う施設ということで、内部的な施設のレイアウトを、鳥取県医療的ケア児等支援センターの方ですとか、看護師、保育士等の意見を伺いながら、内部検討を進めてきました。その調整ができ次第、速やかに発注を行うこととしております。なお、それに伴う設計業務の工期への影響はございません。発注方法につきましては指名競争入札でして、工期は令和7年3月までを予定しております。この施設につきましては、「ゼロカーボン米子市役所アクションプラン」に沿った施設の省エネ化に取り組むということで、「ZEB Ready」以上の要件を満たす仕様とすることとしております。3番の「全体スケジュール」です。この度、設計業務を行うに当たりまして、工程について改めて検討しました。必要工期や引越しの時期を踏まえ、工程を組み直しました。その結果、当初予定は令和8年4月の開園を予

定していたんですが、9か月程度先送りとなる見込みでございます。スケジュールについては、別紙をご覧ください。工事は、令和7年度から令和8年度に掛けての予定スケジュールとなっております。当初は、令和6年から令和7年に掛けて解体工事と建設工事を行う予定でいましたが、保育園の卒園等の時期と、工事の時期、それに伴う引っ越しの時期などの兼ね合いなどを考慮しまして、工程を見直したところでございます。令和7年から令和8年にかけて解体工事と建設工事を行いまして、令和8年10月に建設工事が終わり、園舎が完成して、引っ越しをし、令和9年1月に、まず、西保育園の保育所として開所する予定にしております。そして、令和9年4月から新こども園、統合園として開園する予定にしております。1枚目に戻っていただきまして、一番最後のところですが、西保育園の解体工事及び新園舎の建設工事期間中は、西保育園の現地建て替えでございますので、その期間中の西保育園の園児の保育は、現在、東保育園が建て替えを予定しておりまして、啓成小学校の隣接地に建て替えて移る予定としてます。現在の東保育園が空きますので、そこを仮園舎として活用する予定としております。このスケジュール等につきまして、7月下旬に西保育園とねむの木保育園の保護者説明会を開催しまして、説明を行ったところでございます。西保育園とねむの木保育園の統合建て替えの現在の状況というところでご報告させていただきました。

○（齊木会長）建て替えについてではないんですが、現在、南保育園で医療的ケア児の受入れをされていて、建て替え後に、統合園で実施するという事は、移行するという事ですか。それとも、2か所で実施するという事ですか。

○（永榮課長補佐）建て替え後は、統合園で受入れを行いまして、南保育園では行わないことになりました。

○（草分委員）さっきの話に戻るんですが、西保育園・ねむの木保育園統合建て替えは、東保育園のスケジュールありきで進んでいくわけなので、議題3の計画の改訂案に個々のスケジュールがあると分かりやすいと思います。

○（長谷川次長）既に、計画を立てていて分かっているものについては、分かりやすくするために記載するよう考えたいと思います。中には、まだ計画が定まってないものもございまして、下の方に、1年に1園ずつの方向性で考えていくということで書いておりますが、決まったものについては、可能な限り分かりやすいように記載するよう考えていきたいと思います。

○（齊木会長）他に無ければ、この案件については、以上とさせていただきます。

（4）その他

事務局から、次回の会議の開催予定時期について説明

開催予定時期：10月下旬頃から11月

4 閉会